

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

項目	平成 25 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.38	20.00
連結実質赤字比率	—	19.38	30.00
実質公債費比率	17.1	25.00	35.00
将来負担額	95.5	350.00	

※表中「—」は算定値「0」を示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	平成 25 年度決算	経営健全化基準	備考
簡易水道事業	—	20.00	令第 17 条第 3 号の規定により 事業規模を算定 (事業規模：255,101 千円)
農業集落排水事業	—		令第 17 条第 3 号の規定により 事業規模を算定 (事業規模：5,577 千円)
船舶事業	—		令第 17 条第 3 号の規定により 事業規模を算定 (事業規模：42,773 千円)

※表中「—」は算定値「0」を示す。